

事務連絡
平成23年2月3日

地方農政局畜産課
内閣府沖縄総合事務局農畜産振興課 } 殿

財団法人 畜産環境整備機構
業務担当理事 沖 浩 幸

鳥インフルエンザ発生に伴う貸付料等の納入猶予について

当機構のリース事業の実施につきましては、日頃から種々ご協力を賜り御礼申し上げます。

今般、複数県下における鳥インフルエンザの連続した発生に対応しまして、当機構として、当面の対応として、別添のとおり貸付料等の納入猶予について都道府県畜産主務課あて事務連絡を発送しましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
平成23年2月3日

都道府県畜産主務課 殿

財団法人 畜産環境整備機構
業務担当理事 沖 浩 幸

鳥インフルエンザ発生に伴う貸付料等の納入猶予について

当機構のリース事業の実施につきましては、日頃から種々ご協力を賜り御礼申し上げます。

今般、複数県下における鳥インフルエンザの連続した発生に対応しまして、当機構としては、当面の対応として、発生した県の関係団体に対して、別添のとおり貸付料等の納入猶予についての事務連絡を発送しましたので、お知らせします。

また、今後、新たな鳥インフルエンザの発生が確認された都道府県におきまして、上記の対応を行いますので、関係団体への周知をお願いします。

事 務 連 絡
平成 23 年 2 月 3 日

受託団体・借受団体 殿

財団法人 畜産環境整備機構
業務担当理事 沖 浩 幸

鳥インフルエンザ発生に伴う貸付料等の納入猶予について

当機構のリース事業の実施につきましては、日頃から種々ご協力を賜り御礼申し上げます。

今般、複数県下における鳥インフルエンザの連続した発生に伴い、影響を受けた養鶏・採卵等業を営む者（移動制限区域内）については、当機構実施要領第3の1の規定に基づき、当分の間、貸付料等の納入を猶予することができるものとして取り扱っており、また、引き続き新たな発生が確認された場合においても、同様の取り扱いとしますので、関係者への周知をお願いします。

対象となる貸付料等につきましては、別に定める期間までとする予定ですが、既に貸付料等納入依頼（請求書）が送付されているものにつきましては、猶予を希望する借受者は、機構に猶予を申請することを前提に、当面、納付する必要はありません。

なお、正式な納入猶予の事務手続きは、県庁を通じて行うこととなりますので、ご了承ください。

また、鳥インフルエンザの発生により、移動制限区域内の農家等から要望等がありましたら、当機構に連絡いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、追って連絡いたします。

連絡先：業務部 持田
TEL:03-3459-6309